

保護者各位

和歌山県立串本古座高等学校

## 学校感染症による出席停止について

学校保健安全法施行規則における学校感染症に罹患した場合は、この証明書を主治医に記入いただき学校に提出して下さい。出席停止期間については主治医の指示に従って下さい。

## 学校感染症罹患証明書

年 組 番 生徒氏名

上記生徒について、下記の疾患が治癒したので、登校を許可します。

1 診 断 名 \_\_\_\_\_

2 出席停止期間 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ( ) ~ \_\_\_\_\_ 年 月 日 ( )

3 医師の指示事項 \_\_\_\_\_

年 月 日 医療機関名 \_\_\_\_\_

医 師 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

学校保健安全法施行規則第18条の規定による学校感染症

第1種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ（H5N1）

第2種 インフルエンザ（鳥インフルエンザH5N1除く）、百日咳、麻しん（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症、結核、髄膜炎菌性髄膜炎

第3種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

※「感染性胃腸炎」や「マイコプラズマ肺炎」については、特に指定はされていません。

原因がノロウイルスということが明らかで、重傷の場合や集団感染の場合等は、出席停止の対象となることがあります。